

第15回沖縄県教育委員会会議（定例会）

1 日時 平成25年11月20日 15時03分～16時16分

2 場所 教育庁第1会議室

3 出席者

委員	新垣 委員（委員長） 宮城 委員 富川 委員 泉川 委員 石嶺 委員 諸見里 委員（教育長）	（欠席委員） なし
	統括監等	教育管理統括監、参事
	課長及び 班長等	総務課長、教育支援課長、施設課副参事、学校人事課長 県立学校教育課長、義務教育課長、保健体育課長、 生涯学習振興課長、文化財課長
職務のため 出席した者	（事務局） 総務課総務班班長、同班主査、同班主任（5名）、同班主事 同課財務班班長、同班主査、同班主任 学校人事課小中学校人事管理監、同課小中学校人事管理班主査、 同班主任 県立学校教育課副参事兼高校教育改革班班長、同課特別支援教育 班主任指導主事 義務教育課義務教育指導班指導主事 生涯学習振興課管理班班長	

4 傍聴した者
 記者19人 / その他17人

平成25年第15回県教育委員会会議（定例会）

（開会15:03）

委員長	ただいまから平成25年第15回県教育委員会会議・定例会を開催します。 まずはじめに、会期の決定を行います。本日1日を予定しておりますが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 次に、第14回会議録の承認を行います。宮城委員をお願いします。
宮城委員	正確に記載されております。
委員長	正確に記載されているとのことですので、承認してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 今回の会議録署名人は、富川委員をお願いします。
富川委員	はい。
委員長	次に、報告事項に入ります。 報告事項1について、学校人事課から報告をお願いします。
学校人事課長	（報告事項1の説明） ・「平成26年度沖縄県公立学校教員候補者選考試験最終合格者の決定」について
委員長	後の報告で構わないのですが、受験者年齢を引き上げたことによる、合格者の平均年齢の推移を教えてください。
学校人事課長	はい、過去の合格者の平均年齢の推移については、資料でご報告致します。
委員長	御質疑ございますか。 （なし） では、次に報告事項2について、県立学校教育課より報告をお願いします。
県立学校教育課長	（報告事項2の説明） ・「「携帯電話などの情報通信端末に関するアンケート調査」結果報告」について
委員長	御質疑ございますか。 （なし） では、次に報告事項3について、義務教育課より報告をお願いします。
義務教育課長	（報告事項3の説明） ・「学力向上推進体制の強化」について
委員長	御質疑ございますか。

宮城委員	11月、12月にも訪問を予定されているようですが、訪問予定学校の現在の課題は把握されているのでしょうか。
義務教育課長	各学校それぞれの課題については義務教育課で把握しております。例えば落ち込みはどこにあるのか、子ども達の学力が定着していない部分はどこか等です。（学校訪問では、）その課題について具体的にどのような対策をするかを確認していきます。訪問内容ですが、一時間はしっかり授業参観をし、二時間目は意見交換を致します。意見交換は、指導主事は先生方の授業を見ての診断、それから課長、副参事は学校長、教頭と経営・教育課程についての課題の確認、共有という内容になっております。
宮城委員	それぞれ学校の課題は異なりますので、各々の特性に合った対応をお願いしたいと思います。
義務教育課長	はい、そのようにしたいと思います。
委員長	他にございませんか。 (しばし間があり) では、次に報告事項4について、生涯学習振興課より報告をお願いします。
生涯学習振興課長	(報告事項4の説明) ・「平成25年度沖縄県「文字・活字文化の日」記念フォーラム」について
委員長	御質疑ございますか。 (なし) では、次に報告事項5について、引き続き生涯学習振興課より報告をお願いします。
生涯学習振興課長	(報告事項5の説明) ・「「沖縄県児童生徒の生活実態調査」結果報告」について
委員長	御質疑ございますか。
宮城委員	調査の結果が出ておりますので、今回の結果をどのように施策に反映するのか、具体的な例があれば教えて下さい。
生涯学習振興課長	はい、教育長も常日頃から言っていますが、家庭教育に関しての「やーなれー運動」の充実・改善がとても重要になってきます。ですから、まずは家庭教育の必要性、重要性を周知してまいります。県民総ぐるみで家庭教育に取り組む環境を、マスコミ等にも協力頂き、今回の結果等を情報提供していきたいと考えております。後は、家庭教育支援チームなど、地域にリーダーを作って、各家庭に指導が行き渡るような施策を行ってまいります。
宮城委員	先日、福井県の視察に行ったのですが、福井県では読書の習慣が根付いているようで、実際に本を読まれる方をたくさん目の当たりにしました。先ほど報告のあった「文字・活字文化の日」記念フォーラムとも関係しますが、

	<p>各地域では読み聞かせが活発に行われており、私の家の近所の小学校でも保護者の方が熱心に朝読み聞かせについて精力的に活動されております。やはり本に触れる機会というものを、図書館の空き時間等に提供できるようにする等、とにかく本と触れ合う時間や機会を提供出来るような仕組みを考えていただきたいと思います。</p>
生涯学習振興課長	<p>はい、今回の調査でも学力と読書時間は関係しているという結果報告がございました。親が読書していると、子どもも読書するというように、子ども達に良い読書環境を提供するためには、大人の読書環境も大きく影響しておりますので、今読み聞かせ活動をされている方々に更に情報提供するなどし、まず大人から意識を高めたいと、今回の調査結果を受けて考えております。</p>
委員長	<p>他にございませんか。</p>
泉川委員	<p>同じような視点なのですが、私も福井県の視察に行きました。福井県では1950年代からずっと成績上位であり続けているということで、付け焼き刃的な発想ではない、本質的な何かがあるということが少しイメージ出来ましたけれども、言葉としてよく聞かれたのが「当たり前です」という言葉です。私達が「福井ではどうしてるのですか」と質問しても「そういうのは、当たり前です」との回答で、「いや、沖縄ではそれは当たり前ではないですよ」という議論がいくつか出てきまして、「なるほど、当たり前が違うんだ」ということがすごく印象的でした。</p> <p>では沖縄の「当たり前」の良さ、また課題となる「当たり前」、そういった事を踏まえると、知るだけでは「当たり前」は変わりません。簡単に言うと、調査研究の調査で情報が分かるだけでは、例えば朝ご飯は食べたらいとか、テレビを見る時間は何時間が良いのではないかとか、数字だけを出しても、いわゆる私達の中でそれが生活習慣として当たり前になるところまでには、やはり何らかのギャップがあって、それをどういう風に生活の中に行動として落とし込むかは、やはり戦略が必要になってくるのだと思います。</p> <p>そのような戦略のスタートラインという意味で、現状がどのようになっているかという認識は非常に重要な視点になります。分かったから、それでそうなるかという、なかなか「当たり前」は変わらない。そういう視点で今回の調査結果を、手法も併せて新たに戦略をまた練っていくという意味での基本的な資料にしていただければと思います。</p>
生涯学習振興課長	<p>「や一なれ一運動」も含めて、色々な形で施策を考えております。ありがとうございます。</p>
委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、議事に入ります。</p>

	議案第1号から説明をお願いします。
総務課長	(議案第1号の説明) ・「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について(議案「平成25年度沖縄県一般会計補正予算(第2号)に対する意見)」
委員長	御質疑ございますか。
富川委員	毎回臨時代理の議案がある度に同様の質問をさせて頂いてますが、これは県知事から教育委員会委員長あての依頼ですので、物理的な意味で教育委員会の意見を聞く時間がないような状況で、教育長が代理で回答をしているわけです。これは前回会議の際に、改善していきたいという話もありましたが、その後いかがでしょうか。というのも、今回は内閣府の一括交付金も入っていますので、そのような予算も一応委員の意見も聞いた方が良いかと思うのですが、改善の方向について教えて下さい。
総務課長	この件につきましては、先だって勉強会の中で11月補正の内容をご報告させて頂きましたが、これまではどうしてもタイムリミットの関係から、教育長の臨時代理で決裁をさせて頂いているところでございます。 今後も教育委員の皆様には事前に情報提供する中で、色々な意見を取り入れながら予算要求にも反映出来たらと考えております。また期限の件につきましては、知事部局側の事情もありますので、一朝一夕には、教育委員会に合わせて意見を求めるということが難しい面がございますが、何らかの方法がないか引き続き検討を重ねて参りたいと考えております。
委員長	他にございませんか。 (なし) それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 それでは、議案第2号の説明をお願いします。
県立学校教育課長	(議案第2号の説明) ・「沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について」
委員長	御質疑ございますか。 (なし) それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 それでは、次の議案第3号、議案第4号は関連しますので、一括して説明をお願いします。
生涯学習振興	(議案第3号の説明)

課長	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について（議案「指定管理者の指定について」に対する意見・石川青少年の家）」 （議案第4号の説明） ・「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について（議案「指定管理者の指定について」に対する意見・玉城青少年の家）」
委員長	<p>御質疑ございますか。</p> <p style="text-align: center;">（なし）</p> <p>それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>それでは、審議事項5番目の「是正の要求の指示に関する対応について」ですが、この問題について私たち教育委員は、勉強会等で数度にわたり議論を重ねてきたところです。</p> <p>しかし、教育の専門家ではない、いわゆるレイマンとしての各委員の見解と法解釈の間でジレンマに陥ったことに加え、先週末に文科省が報道発表した「教科書改革実行プラン」において国の考え方に変化が出てきた様子も見られ、本日の段階では、結論を出すことはできませんでした。</p> <p>しかし、今回の問題についての審議経過については、県民の皆様にお知らせする必要があると思いますので、委員提案の審議事項として提出させていただきます。</p> <p>本件は合議体の執行機関としての県教育委員会の見解となりますので、委員を代表する立ち場である、私から説明させていただきます。事務局職員は資料の配付をお願いします。</p> <p style="padding-left: 2em;">（資料を配付）</p> <p style="padding-left: 2em;">（審議経過の説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「是正の要求の指示に関する対応について（経過報告）」 （議案第5号読み上げ） <p>先ほども申し上げたとおり、この議案は教育委員による審議の経過をまとめたものとなっておりますので、各委員からご意見をいただきたいと思えます。意見がある方はいらっしゃいますか。</p>
富川委員	<p>今回の経過報告の文書は、各委員の意見を持ち寄って審議をしたものとなっておりますので、それに従うということを前提にコメントさせていただきたいと思えます。</p> <p>この意見は色々なものが凝縮されており、これだけでは説明出来ないことも多々ありますし、課題もありますので、その点も含めて教育委員の一員として発言させていただきたいと思えます。</p>

まず押さえるべき点は、教育というのは人の能力を高め、価値観を形成する非常に重要な分野というふうに認識しています。ですから、教育というのは政治的な判断とか法解釈を超えて、大所高所からあるべき姿を語るべきだというふうに思っております。

実際この意見が集約されるまでには、正直申し上げまして、文部科学省の是正要求を受入れた方が良いとの意見もありましたし、あるいは、そうではないという意見もありました。教育委員会は合議制でありますから、そのルールに則って審議をしていくという形ではそれで良いと思います。しかし残された課題や、更に強調したい部分もありますので、今回の経過報告の文書に盛り込まれた内容と重複することもあるかと思いますが、確認の意味で申し上げます。

今日が国地方係争処理委員会への申立期限であると聞いていますので、10月25日に私の個人的な意見を文書で提出したのですが、やはり係争処理委員会などで国と直接争うのは良くないという意見が多数を占めまして、意見を引き下げました。

しかし、私は沖縄県教育委員会としては文部科学省の是正要求に従い、竹富町に措置を講ずべきではないという考えを持っています。これは大方の委員の意見だと認識しております。何故かという根拠は、今回の報告資料にもありますが、内容を確認したいと思います。一番目には、「教科書改革実行プラン」が文部科学省から出されており、この中には「『市郡』単位となっているものを『市町村』に柔軟化」とあるところですが、これと今回の是正要求は相容れないものがあるのではないかと考えております。

それから、両方の教科書ともに文部科学省の検定をパスしているので、教材としては適正である。ですが、別の法律で一方を否定するという事は、この棄却されたテキストはどうなるのかという考え。法的な解釈ではそこまで否定されていないとの意見もありましたが、ただ論理的に考えて両方とも認定しておきながら、他の法律でこれを棄却するという矛盾は文部科学省はどのように考えるのかという疑問があります。

それから、「著しく適正を欠き、かつ明らかに公益を害しているとき」に、是正要求を行うと地方自治法にあります。先ほどの報告にもありましたように、竹富町はそのような状況ではないのではないかと意見は共通した意見だと思っております。

また、従来言われているように、地教行法と無償措置法との法的解釈が定まっていない。どちらを優先すべきかまだわかっていない。そういう曖昧なところで是正要求を行うということにも大いに疑問があります。

それから、この経過報告にもありますが、是正要求を定める法律の成立時

に、「地方の意見を尊重して、限定的・抑制的にこれを発動すべき」ということが附帯決議の中でうたわれておりますが、今回の是正要求はその附帯決議に沿うものではないというふうに考えております。今回の経過報告には色々なものを盛り込んでおりますが、そのような疑問がある中、文部科学省は周知のとおり、どんどん施策を講じており、無償措置法を改正する、あるいは地教行法を改正するというような報道がされておりますし、教科書検定も変更していくという流れが現在進行形である中で、そういったものを、どのように解釈したら良いのかという兼ね合いもあり、結論に至らずにこのような報告となっております。

従来この委員会で議論したことは、文部科学省が竹富町に直接措置を講ずることは出来るだけ避けたいという思いがあったわけですが、今回私達が国地方係争処理委員会に提訴しないことによって、竹富町に直接、文部科学省からは是正要求があった場合どうしたらよいのか。正直に言って、妙案はないと言いますか、苦慮しているところであります。

ですが、先ほど申し上げましたとおり、私は委員の一員として今回の文部科学省が行った是正要求は理不尽であると考えますのでそういうことはすべきではないという考えを持っております。ただ、教育委員会というのは合議制ですから、意見を集約しますとこういう意見にならざるを得ないということです。大きな課題としては、県教育委員会として竹富町にどのような対応をとっていくのか。中には県に対する行政処分は出来るだけ避けたいというような議論もありましたが、教育に携わる者として行政処分があるから、このようなことに退くという考えには非常に違和感を感じます。

石嶺委員

竹富町における現況をみた時に、竹富町の児童生徒が例えば教育を受ける権利が妨げられてる、あるいは、その機会が侵害されている状況があるかどうかという点、それから現在、竹富町における教育現場が混乱にあるかどうかという点を考えると、そういう状況にはないというところがあります。

そのような状況の中で、是正要求を今出す必要があるのかは、正直疑問が残るところでもあります。一方で、無償措置法に触れるということも否定は出来ないところがございます。先ほど富川委員がおっしゃったように、法律的なこと含めるとなかなか難しい問題というふうに考えております。我々が第一義的に考えるべきことは、竹富町における児童生徒が、安定した教育環境の中で学習が出来るということを我々が維持すべきだということ。そしてもう一点は、八重山地区において石垣、与那国、竹富の三市町による主体的、かつ信頼に基づく公正な審議が図られるというようにと県教育委員会としてこれまでも対応して参りましたが、今後もその問題解決に向けて指導・助言を行うべきではないかということでもあります。

	<p>子ども達も関心をもって今回の成り行きを見守っております。そういう状況の中で、話し合いによって、信頼において物事を解決していく仕組みを子ども達に見せることもとても大切なのではないかと考えております。そういった中で、文部科学大臣が是正要求を出しております。</p> <p>それに対し沖縄県教育委員が法的に取り得る選択肢は非常に狭められている状況ではありますが、今申し上げました、第一義的に私達を取るべきことをどういう形で守っていくか、これまでに複数回にわたって議論を進めて参りましたけれども、結論に至るまでにはまだ議論が熟していないというのが現状でありまして、やはり引き続き検討を重ねる必要があるというのが、私の意見になります。以上です。</p>
委員長	他にございませんか。
教育長	<p>今回の件につきまして、私は従来から教育委員会の立場として主張しておりますとおり、三市町村教育委員会のそれぞれの立場を尊重するということ。それから、この問題につきましては、三市町の教育委員会が主体性を持って話し合いの場を設定し、自分達で解決すべきであるということを理解して頂いております。</p> <p>今回、引き続き勉強会を重ねながら検討していくということでございますので、そのような形で進めていきたいと思っております。</p>
泉川委員	<p>今回の決定については、経過報告となっておりますので、あくまで最終的な決定になっていないということで、熟慮に熟慮を重ねる必要のある非常に重要で重大な問題であると考えています。</p> <p>かねてから勉強会を重ね、お互いに連絡も取りながら情報収集をし、色々な方の意見も聞きながら検討をしているというところですが、なお、決定をするまでには至っておりません。そういう中で、途中経過という形でここまでの合意には至っているというところですが、これからが本当の課題だということで、そこは私達教育委員の責任ということで理解しています。</p> <p>個人的な意見を述べますと、一番大事にしたいことは他の委員からもありましたように、八重山地区の子ども達の教育環境については、静かな環境でのびのびと教育が出来るように願う、その願いについてはどなたも一致したところではないかなと思います。</p> <p>それから是正の要求についても、これは法律に基づいているものであり、教育委員会は教育に携わる者として法律に関しても遵法精神、しっかりそれを踏まえて行動することが期待されていること。その中で自治法上の是正要求であるという側面と、地教行法ではない無償措置法において違法の状況にあるということについては、これは非常に重要なこととして受け止めるところです。その根拠に基づいての是正要求ということですので、それを真摯</p>

	<p>に受け止めることについては論をまたないところです。</p> <p>私達は特に、政治、法律や教育の専門家ではないということもあります が、その中で、法律や教育のあるべき姿、子どもの学ぶ権利といったものを 総合的・多角的に考える中で、議論を深めていきたいので、もう少しお時間 を頂きたいというところが実感です。</p> <p>またその間、他の委員からもありましたように場合によっては、八重山地 域に直接国からは是正要求があるかもしれないということについては、やはり 現場のことを考えますと私どもとしても非常に苦渋であるというところで、 その辺についても是非私達の議論を待って、配慮願いたいというところで す。個人的にはそのような意見になります。</p>
委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>皆さんの意見、意識について、今後も引き続きこの問題に取り組んでいき たいという点では一致しているというところだと思います。それでは、審議 事項の第5号についてこのとおり決定してもよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>議事は以上ですが、その他、ご意見・提案等がある委員はいらっしゃいま すでしょうか。</p> <p>(なし)</p> <p>これで、本日の日程はすべて終了しましたので、閉会します。</p>